○文部科学省告示第百二十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる無形文化財を重要無形文化財に指定し、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月二日

文部科学大臣　林　芳正

上欄	下欄				
名称	無形文化財	保持者			
		氏名	芸名・雅号	生年月日	住所
芸能の部					
能囃子方小鼓	大倉源次郎		昭和三十二年九月七日	東京都世田谷区三宿二―一三―四	
組踊音楽太鼓	比嘉　**聰**		昭和二十七年四月八日	沖縄県那覇市繁多川一―二五―二三	
工芸技術の部					
小石原焼	福嶋　善三		昭和三十四年十月二十九日	福岡県朝倉郡東峰村小石原九七八―二	
	福島　善三				

○文部科学省告示第百二十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる無形文化財を重要無形文化財に指定し、同表の下欄に掲げる団体の構成員を当該重要無形文化財の保持者として認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月二日

文部科学大臣　林　芳正

上欄	下欄			
名称	無形文化財	保持者		
	指定要件	代表者	団体名及び所在地	
芸能の部				
長唄	伝統長唄保存会の会員が唄、三味線、鳴物において演奏責任者を務めるものであること。	川原　壽夫（芸名　鳥羽屋里長）	伝統長唄保存会会員四階一般社団法人長唄協会内	
			東京都中央区銀座二―一一―一九銀座市川ビル	
			伝統長唄保存会	

○文部科学省告示第百三十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要無形文化財について、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として追加認定したので告示する。

平成二十九年十月二日

文部科学大臣　林　芳正

上欄	下欄			
重要無形文化財	保持者			
名称	氏名	芸名・雅号	生年月日	住所
芸能の部				
人形浄瑠璃文楽人形	荻野　恒利	吉田　和生	昭和二十二年七月二十八日	兵庫県芦屋市大東町一五―一八

○文部科学省告示第百三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる無形文化財を重要無形文化財に指定し、同表の下欄に掲げる団体を当該重要無形文化財の保持団体として認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月二日

文部科学大臣　林　芳正

上欄	下欄			
無形文化財	保持団体			
名称	指定要件	名称	代表者	事務所の所在地
工芸技術の部				
津軽塗	一　原材料は次のとおりとすること。 1　榛地は、檜葉、栃、欅、桂等の国産材であること。 2　天然の漆液を使用すること。 二　伝統的な製法と製作用具によること。 1　榛地の製作は、指物、挽物等の技法によること。 2　接着部には刻苧づめを施し、布着せには麻布を用いること。 3　下地は、地の粉、砥の粉、生漆等を用いて繰り返し塗布する「堅下地」とすること。 4　漆塗りは、伝承された漆調合・調整法による変り塗を中心とすること。 三　伝統的な津軽塗の作調、品格等の特質を保持すること。	津軽塗技術保存会	会長　岩谷　武治	青森県弘前市賀田一―一一―一弘前市教育委員会内